

令和 2 年 10 月 12 日

会 員 各 位

布施薬剤師会会長
河内薬剤師会会長
枚岡薬剤師会会長

薬局並びに店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業等に係る年末更新の取り扱いについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に基づく「薬局」及び「薬局製剤製造販売業及び製造業」の許可及び監視指導に関する事務が、平成 23 年 4 月 1 日より大阪府から東大阪市に移管され、また、「高度管理医療機器」に関する事務も平成 27 年 4 月 1 日より担当窓口が毒物劇物販売業と同じ東大阪市保健所環境薬務課になりました。

よって、年末更新について、従来の毒物劇物販売業と同様に、各自で手続きを完了されますようお願いいたします。

なお、年末更新に係る事務取扱要領等は、東大阪市保健所環境薬務課から店舗所在地あてに送付されますことを申し添えます。